

## 高島町病院事業管理規程第2号

公立高島病院薬剤師奨学資金貸与規程を次のように定める。

令和3年4月1日

高島町病院事業管理者 齋藤利明

### 公立高島病院薬剤師奨学資金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立高島病院（以下「病院」という。）に勤務する薬剤師の充実及び確保を図るため、病院において薬剤師の業務に従事しようとする者に対し、その就学に必要な資金（以下奨学資金という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の資格)

第2条 奨学資金の貸与を受けることのできる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学における薬学の正規の課程(同法第87条第2項に規定するものに限る。以下「養成課程」という。)に入学した者又は入学が見込まれる者が同課程を卒業し薬剤師免許を取得後、病院において薬剤師の業務に従事しようとするものであること。
- (2) 学業成績が優れ、かつ、心身が健康である者
- (3) 返還免除規定のある同種の奨学資金を他から借り受けておらず、また借り受ける予定のない者

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の貸与の額は、月額80,000円とする。

(利息)

第4条 奨学資金には、利息を付さない。

(貸与の期間)

第5条 奨学資金の貸与の期間は、新たに大学に修学する者で修学前に奨学資金の貸与の決定を受けた者にあつては修学した月から在学する正規の修学年限の終期まで、在学中の者にあつては奨学資金の貸与が決定した月から在学する正規の修学年限の終期までとする。ただし、6年を上限とする。

(貸与の申請)

第6条 奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、薬剤師奨学資金貸与申請書（別記様式第1号）に在学証明書又は入学することを証明する書類等を添えて所定の期日までに高島町病院事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 申請者は、前条の規定による申請をしようとするときは、連帯保証人を1人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負うものとする。

(貸与の決定等)

第8条 管理者は、第6条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学資金の貸与を決定するものとする。

2 前項により決定したときは、薬剤師奨学資金貸与決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項により奨学資金の貸与の決定通知を受けた者（以下「奨学生」という。）は、連帯保証人が連署した誓約書（別記様式第3号）を前項の通知を受けた日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第9条 奨学資金は、年4期に分けて貸与するものとし、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの奨学資金を指定の口座に振込むものとする。

(貸与の休止)

第10条 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から奨学資金の貸与は休止する。

(貸与の決定の取消し)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 大学を退学したとき。

(3) 奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(5) 学業成績又は性行が著しく不良と認められるとき。

(6) 前号に掲げるもののほか、奨学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(奨学資金の返還)

第12条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に奨学資金を管理者に返還しなければならない。

(1) 前条の規定による取消しがあつたとき。

(2) 大学を卒業し、免許を受けなかつたとき。

(3) 免許を受けた後、直ちに病院において業務に従事しなかつたとき。

(4) 病院が奨学生を雇用しなかつたとき。

(5) 病院において業務に従事した期間が貸与を受けた期間の2倍に相当する期間に満たないとき。

(返還の方法)

第13条 奨学資金の返還の方法は、一括払い又は月賦とする。ただし、繰上げ償還は妨げない。

2 奨学生は、前条の各号に該当する事由が生じた日から15日以内に薬剤師奨学資金返還明細書(別記様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(返還債務の猶予)

第14条 管理者は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 次条第1項第1号に規定する奨学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 大学を卒業した後、他の養成課程に修学している場合で、かつ、当該養成施設を卒業後、直ちに病院における業務に従事する意思を有しているとき。

(3) 災害、病気その他やむを得ない理由により、定められた期限までに返還が著しく困難であると認められるとき。

2 前項により、返還債務の猶予を受けようとする者は、薬剤師奨学資金返還猶予申請書(別記様式第5号)に申請事由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、奨学資金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、薬剤師奨学資金返還猶

予決定通知書（別記様式第6号）により前項の申請者に通知するものとする。

（返還債務の免除）

第15条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の奨学資金の返還の債務を免除することができる。

（1）免除を受けた後、直ちに病院にて、奨学資金の貸与の期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）の2倍に相当する期間を業務に従事したとき 全額

（2）病院において業務に従事した期間が貸与の期間の2倍の期間に満たないとき 業務に従事した月数を奨学資金の貸与を受けた月数の2倍の月数で除した数値に奨学資金の全額を乗じて得た額

（3）死亡又は重度心身障がいにより奨学資金を返還することができなくなったとき 全額又は一部の額

2 前項により、奨学資金の返還の免除を受けようとする者は、薬剤師奨学資金返還免除申請書（別記様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、奨学資金の返還を免除する旨の決定をしたときは、薬剤師奨学資金返還免除決定通知書（別記様式第8号）により前項の申請者に通知するものとする。

（遅延利息）

第16条 奨学生は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき期日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ返還すべき額について年利5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（辞退届の提出）

第17条 奨学生は、休学、停学若しくは退学したとき、又は奨学資金の貸与を辞退するときは、速やかに薬剤師奨学資金辞退届（別記様式第9号）により管理者に届け出なければならない。

（異動の届出）

第18条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届出事項変更届（別記様式第10号）を管理者に提出しなければならない。

（1）氏名、住所又は連絡先を変更したとき。

（2）振込口座を変更したとき。

- (3) 休学したのち、復学したとき。
- (4) 停学の処分を受け、当該処分が解かれたとき。
- (5) その他管理者が特に必要があると認めたとき。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか奨学資金の貸与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。